

漏水調査業務委託

特記仕様書

桑名市上下水道部

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、桑名市上下水道部（以下「発注者」という）が委託する漏水調査業務に関し、発注者及び受注者が順守すべき事項を示すものである。
- (2) 積算基準 平成30年12月水道施設維持管理業務委託積算要領（管路等管理業務個別委託編）〔日本水道協会〕
- (3) 単価適用日 令和7年6月

2. 目的

本業務は、発注者が委託した漏水調査区域の導・送・配・給水管の漏水調査業務を円滑に実施するために定めるものである。

3. 業務の指示及び監督

業務の実施にあたっては、作業を円滑に行うために、進捗状況を随時報告する他、監督職員と常に密接な連絡をとり、指示及び監督を受けなければならない。

4. 貸与資料

貸与される資料及び図面類については取扱に注意し、使用後はすみやかに発注者へ返却しなければならない。

5. 作業上の費用負担

受注者は、貸与された資料を損傷しないよう管理しなければならない。また、本業務において受注者の責により生じた損害事項及び、その他問題は全て受注者により処理するものとし、これにかかる費用は受注者の負担とする。また、業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受注者の負担とする。

6. 疑義

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者および受注者の協議によるものとする。

7. 個人情報取り扱いについて

受注者は、業務の処理上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

8. 身分証明

調査員は漏水調査員であることを明示した腕章等を着用するとともに、発注者が承認した身分証明書を調査中は常時携帯し、提示を求められた際にはこれを提示しなければならない。

9. 資格者の配置

- (1) 受注者は、管理技術者として、日本水道協会「水道管路施設管理技士（2級以

- 上)」の有資格者を配置し、業務を行わせなければならない。
- (2) 受注者は、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

10. 調査体制

受注者は、調査計画を立案し、組織、安全体制を明確にすること。

また、調査に使用する機器については校正機器またはメーカー一点検による機材点検結果を発注者に提出し、承認を得るものとする。

第2章 細則

1. 委託（業務）内容

- (1) 別紙図「対象区域図」において、管路延長 124 k m、給水戸数 17,842 戸に対し漏水調査を実施する。
- (2) 受注者は、業務計画書に漏水調査区間を定め、事前に監督職員に報告したうえで漏水調査に着手する。
- (3) 現場下見調査は、以後の作業の円滑化を図るために、調査区域の配管図と現地状況を確認し、弁栓音聴調査・路面音聴調査・確認調査等に障害となる騒音施設・他の埋設物・路面状況等を事前に下見調査するものとする。
- (4) 弁栓音聴調査は、調査範囲内のすべての弁栓類を対象に音聴棒による聴音を行う。漏水の早期発見を目的とした漏水パトロールを兼ねて実施すること。なお、管理図を携帯し調査するものとし、図面と現地との不整合については図面等を用いた報告書（書式自由）で書面にて報告するものとする。
- (5) 路面音聴調査は対象管路の路面上を漏水探知器により入念な聴音を行うこと。異常音発生箇所は後の確認調査の対象とする。特に夜間調査時においては、騒音などによる住民とのトラブルを回避するよう努めるほか、反射チョッキ・懐中電灯などの装備を行い事故の防止に努めること。
- (6) 多点相関調査は、軌道や国道、主要地方道等の幹線道路を横断し埋設されている管路を対象に、多点相関式漏水探知器等を配置して異常音の有無を確認し、異常波形の有無等確認すること。
- 調査計画箇所は 12 箇所と想定しているが、昼間路面音聴調査の状況により協議を行うこと。
- (7) 漏水確認調査は弁栓音聴調査、路面音聴調査、相関調査により捕捉した全ての異常音箇所を対象とし、漏水箇所の決定をボーリング作業または相関式漏水探知器等により漏水位置を特定する。漏水地点の特定が困難な場合及びボーリングの際、他の埋設物を破損する恐れのある場合は、監督職員との協議をもって適切な対策を講じる。
- 漏水箇所については、路面に青色ペイントスプレーするとともに漏水調査票に必要事項を記載し、監督職員に速やかに報告すること。
- なお、各種調査により多量漏水が発見された管路については、修理箇所の付近において周辺管路の音水圧状況を連続して記録することにより、漏水の復元が生じていないことを確認すること。なお、これらの音水圧データについては記

録として提出すること。

- (8) 戸別音聴調査は音聴棒等を用いて、各戸ごとの止水栓および量水器の漏水音(漏水擬似音)を発見する。
- (9) 契約期間内における市内の緊急突発漏水調査についても、発注者の指示により優先的に対応するものとする。
- (10) 本調査の結果については、発注者が指定したクラウド型システムへ登録することとする。
システムの利用方法等については業務開始前に操作方法などの研修をシステム提供事業者にて実施する。
なお、システムへのログイン用アカウントは、契約後に発行するものとする。
- (11) 調査の数量・内容に変更が発生した場合は、速やかに監督職員と協議し決定するものとする。

2. 報告書の作成

- (1) 調査期間中は監督職員の指示が有る場合は、作業日報を提出する。
- (2) 漏水箇所を発見した場合は、速やかに漏水調査位置図及び、漏水調査票を提出し、監督職員の指示に従うものとする。また、発注者が指定したクラウド型システムへ漏水地点を登録すること。
- (3) 成果品提出の際、調査結果を取りまとめ、結果の分析を行うとともに、次年度以降の調査及び施設維持管理に有用な考察および提案をとりまとめ報告書を作成すること。

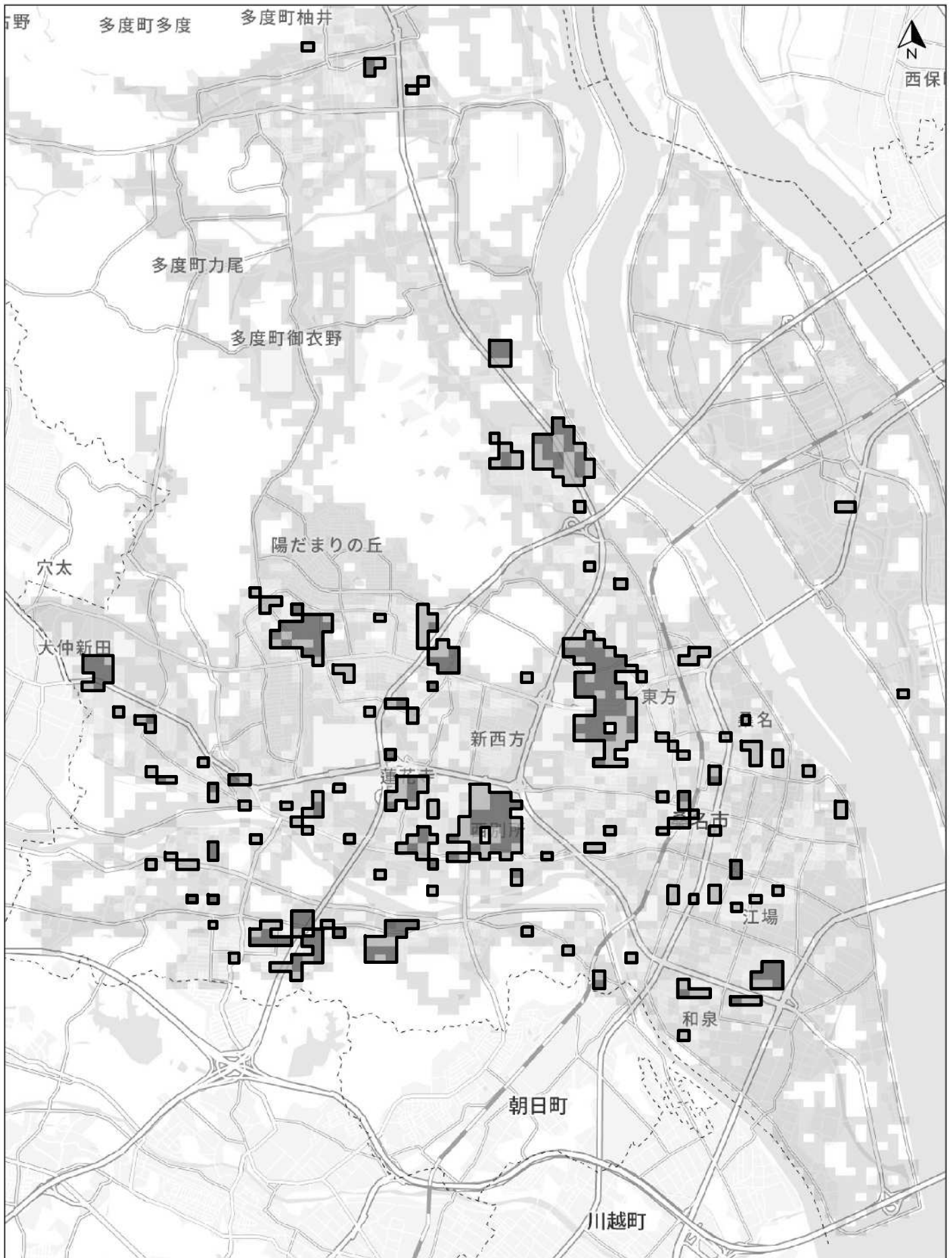
3. 成果品

成果品はA4版(図面等はA3版可)で2部作成し、その内容は以下のとおりとする。

- (1) 漏水調査報告書(弁栓音聴調査及び路面音聴調査結果、考察、提案を含む)
- (2) 多点相関調査結果図及びデータ
- (3) 現場写真
- (4) 作業日報
- (5) 漏水位置図
- (6) 漏水調査票(任意様式)
- (7) 報告書をCD-R、またはDVD-R等の電子媒体に記録したもの(1枚)
- (8) その他、協議の上決定、指示したもの。

対象区域図

別紙



…調査対象区域

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。また、桑名市情報セキュリティポリシー基本方針及び個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者に報告しなければならない。

- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業責任者等が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、全ての作業責任者等に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託)

第7条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした申請書を作成し、業務の着手前に、発注者の承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求

めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (7) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性、及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第10条 受注者は、この契約に係る業務を実施するために、個人情報を収集するときは、あらかじめ発注者の承認を得るとともに、当該契約に係る業務を実施するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第12条 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承認があった場合を除き、この契約による業務を実施するにあたって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第13条 受注者は、発注者と受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第14条 受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の内容、記録媒体の種類、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。
- 6 前各項の規定は、受注者が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(定期報告及び緊急時報告)

第 15 条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第 16 条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して、必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 17 条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 18 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 19 条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(通報義務)

第3条 請負者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を市長等発注者に報告すること。

(資材購入等の禁止)

第4条 請負者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

(違反に対する措置)

第5条 請負者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

(契約期間の延長等)

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、市長等発注者と協議すること。

- 2 請負者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、請負者は、履行遅滞の責を免れない。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。